

議案第三号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第一条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「教育公務員（」の下に「杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員を除く。）並びに」を加える。

第二条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「昭和五十年杉並区条例第九号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、同項第二号中「杉並区職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同項第三号中「平成十二年杉並区条例第十八号」の下に「。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号。以下「学校教育職員給与条例」という。）第三条に定める給料を支給される職員

第五条第一項中「杉並区職員の給与に関する条例第九条」を「給与条例第九条及び学校教育職員給与条例第十二条」に改める。

第八条第三項中「杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「給与条例、学校教育職員給与条例及び幼稚園教育職員給与条例」に改める。

第十一条の二第二項中「において退職時に」の下に「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第三条又は」を加える。

附則第十四項中「（杉並区職員の給与に関する条例」を「（給与条例」に改める。

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十七条」の下に「、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第二十七条」を加える。

第四条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成四年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十五条第一項」の下に「、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第十八条第一項」を加える。

第八条中「第十八条第一項」の下に「、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平

成十九年杉並区条例第 号。以下「学校教育職員給与条例」という。）第二十一条第一項」を、「第二十三条」の下に「、学校教育職員給与条例第二十四条」を加える。

第五条 公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十七条」の下に「、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第二十七条」を加える。

第五条中「幼稚園教育職員（杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。）」を「杉並区学校教育職員の給与に関する条例第二条に規定する学校教育職員及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二条に規定する幼稚園教育職員」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

区が学校教育職員を採用することに伴い、当該職員を退職手当の支給対象に加える等の必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

<p>第一条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条第一号に規定する職員を除く。）並びに杉並区立幼稚園の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p>
<p>旧 条 例</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条第一号に規定する職員を除く。）並びに杉並区立幼稚園の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p>
<p>第二条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>

(支給対象)

第二条 退職手当の支給を受ける者は、杉並区に常時勤務する者で、次に掲げる杉並区職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。

一 杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)第二条に定める給料を支給される職員

二 給与条例 第二十条

五条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者

三 杉並区学校教育職員の給与に関する条例

例(平成十九年杉並区条例第 号。以下

(支給対象)

第二条 退職手当の支給を受ける者は、杉並区に常時勤務する者で、次に掲げる杉並区職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。

一 杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)第二条に定める給料を支給される職員

二 杉並区職員の給与に関する条例第二十条

五条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者

「学校教育職員給与条例」という。）第

三条に定める給料を支給される職員

四 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する

条例（平成十二年杉並区条例第十八号）

以下「幼稚園教育職員給与条例」とい

う。）第三条に定める給料を支給される

職員

2 略

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第五条 第七条第一項、第八条第一項又は第

十条の規定に該当する場合を除くほか、退

職した者に対して支給する退職手当の基本

額は、退職の日におけるその者の給料月額

（給与条例第九条及び学校教育職員給与条

例第十二条の規定に基づく給料の調整額

（以下「給料の調整額」という。）を除

く。以下「退職日給料月額」という。）

に、その者の勤続期間を次の各号に区分し

て、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額

三 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する

条例（平成十二年杉並区条例第十八号）

（第三条に定める給料を支給される

職員

2 略

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第五条 第七条第一項、第八条第一項又は第

十条の規定に該当する場合を除くほか、退

職した者に対して支給する退職手当の基本

額は、退職の日におけるその者の給料月額

（杉並区職員の給与に関する条例第九条

の規定に基づく給料の調整額

（以下「給料の調整額」という。）を除

く。以下「退職日給料月額」という。）

に、その者の勤続期間を次の各号に区分し

て、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額

の合計額とする。

一 六 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第八条 略

2 略

3 前項の基本給月額は、給与条例、学校教

育職員給与条例及び幼稚園教育職員給与条

例の規定する給料月額及び

扶養手当の月額並びにこれらに対する地域

手当の月額の合計額又はこれらに相当する

給与の月額の合計額とする。

4 及び5 略

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手
当の基本額)

第十一条の二 略

2 第五条から第八条までの規定において退

職時に杉並区学校教育職員の給与等に関す

る特別措置に関する条例(平成十九年杉並

の合計額とする。

一 六 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第八条 略

2 略

3 前項の基本給月額は、杉並区職員の給与

に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の

給与に関する条例の規定する給料月額及び

扶養手当の月額並びにこれらに対する地域

手当の月額の合計額又はこれらに相当する

給与の月額の合計額とする。

4 及び5 略

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手
当の基本額)

第十一条の二 略

2 第五条から第八条までの規定において退

職時に

区条例第 号) 第三条又は杉並区幼稚園
教育職員の給与等に関する特別措置に關する
条例(平成十二年杉並区条例第十九号)
第三条の教職調整額の適用のある者の退職
手当の基本額は、第五条から第八条までの
規定又は前項の規定により計算して得た額
に、退職時に受けていた教職調整額の額に
教職調整額を受けていた期間を第五条から
第八条までの勤続期間とみなして得た支給
割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3
略

附 則

1
) 13
略

14 杉並区職員の給与に關する条例の一部を
改正する条例(平成十八年杉並区条例第十
一号) 附則第十項の規定により読み替えて
準用される附則第四項に規定する人事委員
会が定めるものに対する第十一条の二第一
項の規定の適用については、同項中「給料

杉並区幼稚園
教育職員の給与等に関する特別措置に關する
条例(平成十二年杉並区条例第十九号)
第三条の教職調整額の適用のある者の退職
手当の基本額は、第五条から第八条までの
規定又は前項の規定により計算して得た額
に、退職時に受けていた教職調整額の額に
教職調整額を受けていた期間を第五条から
第八条までの勤続期間とみなして得た支給
割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3
略

附 則

1
) 13
略

14 杉並区職員の給与に關する条例の一部を
改正する条例(平成十八年杉並区条例第十
一号) 附則第十項の規定により読み替えて
準用される附則第四項に規定する人事委員
会が定めるものに対する第十一条の二第一
項の規定の適用については、同項中「給料

の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から一万三千元（給与条例

附則第九項に規定する

人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の上欄に掲げる年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額」と、「加えた額」とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から一万三千元（杉並区職員の給与に関する条例附則第九項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の上欄に掲げる年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額」と、「加えた額」とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

第三条による改正（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

		条例の一部改正	
		新 条 例	旧 条 例
<p>（部分休業の承認）</p> <p>第七条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて</p>	<p>（部分休業の承認）</p> <p>第七条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて</p>	<p>第五条 一般の派遣職員に関する杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第二十七条、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第二十七条及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十五条の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>第五条 一般の派遣職員に関する杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第二十七条</p> <p>及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十五条の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>
<p>（部分休業の承認）</p> <p>第七条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて</p>	<p>（部分休業の承認）</p> <p>第七条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて</p>	<p>第四条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>

二時間（部分休業により養育しようとする子について、職員が杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）第十五条第一項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第号）第十八条第一項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号）第十七条第一項の規定による育児時間を承認されているときは、二時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

（部分休業における給与の減額）

第八条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以

二時間（部分休業により養育しようとする子について、職員が杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）第十五条第一項

又は杉並区幼稚園教育

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号）第十七条第一項の規定による育児時間を承認されているときは、二時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

（部分休業における給与の減額）

第八条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以

<p>例等の特例) (職務に復帰した職員に関する職員の給与条</p>	<p>新 条 例</p> <p>第五条による改正(公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正)</p>	<p>下「給与条例」という。)第十八条第一項、杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成十九年杉並区条例第 号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第二十一条第一項及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年杉並区条例第十八号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第十九条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十三条、学校教育職員給与条例第二十四条及び幼稚園教育職員給与条例第二十二條に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>例等の特例) (職務に復帰した職員に関する職員の給与条</p>	<p>旧 条 例</p>	<p>下「給与条例」という。)第十八条第一項</p> <p>及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年杉並区条例第十八号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第十九条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十三条</p> <p>及び幼稚園教育職員給与条例第二十二條に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

第四条 職員派遣後職務に復帰した職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な業務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である職員を除く。第六条において同じ。）に関する杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第二十七条、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第九号）第二十七条又は杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十五条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第五条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務

第四条 職員派遣後職務に復帰した職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な業務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である職員を除く。第六条において同じ。）に関する杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第二十七条

又は杉並区幼稚園教

育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十五条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第五条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務

に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（杉並区学校教育職員の給与に関する条例第二条に規定する学校教育職員及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二条に規定する幼稚園教育職員）にあつては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める杉並区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。）にあつては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める杉並区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。